

# ハスヌマ通信 第6号

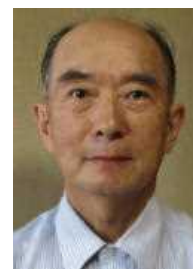
牧之原市や国政について考える個人紙

2021.11.10 発行

発行人 板倉直壽 (なおひさ) TEL/FAX 0548-29-0961

住所 〒 421-0411 静岡県牧之原市坂口 2142 番地 1

印刷所 アスクル (株) 東京都江東区豊洲 3-2-3



○「ハスヌマ」は私の家の旧住所「字ハスヌマ」と、屋号のハスヌマからとっています。

○ハスヌマ通信はインターネットで、「ハスヌマ通信」と検索して頂くとご覧いただくことが可能です。

## 1、第6号の主題

### (1) 牧之原市市議会議員は仕事をどの程度しているのでしょうか？

市議会議員の仕事は市民との対話、行政への口添えなど多岐に渡り、議会活動だけが仕事ではないと思いますが、議会への出席は最低限の責務でしょう。しかし、単に出席して賛否の意思表示をして帰って来るだけでは安直すぎます。議員は定例議会で「一般質問」と「通告質疑」をすることができますが、これを積極的に実行することが最低限の責務ではないのでしょうか。

「一般質問」とは、年に4回の定例議会（およそ3ヶ月に1回）で、議員が自由に選んだ課題について、持ち時間1時間の質問をすることをいい、「通告質疑」とは、市が提案する予算案、条例案等に対して、事前に文書で質問を通告することをいいます。

例えば、「一般質問」の場合は、市民との対話の中から市の課題を見つけ、その解決の方策まで考えた上で、質問という形で市に対して行動を促す、ということが考えられますが、これをほとんどしない議員は、ものを考えない議員、ものを言わない議員、行動しない議員と言えないでしょうか。議員は4年間の任期中にこの「一般質問」を計16回行うことができますが、果たして実際にはどの程度行われていたのでしょうか。

私は過去4年間（平成29年10月の選挙後、令和3年10月の選挙前まで）の実績を調べてみましたが（情報は牧之原市のホームページから得たものです）、その結果は以下の通りです。

16回 濱崎一輝	1期目	6回 村田博英	2期目
16回 平口朋彦	2期目	6回 大井俊彦	2期目 副議長
16回 大石和央	4期目	5回 澤田隆弘	3期目
14回 藤野 守	2期目	3回 吉田富士雄	1期目
13回 植田博巳	2期目	3回 鈴木千津子	4期目 副議長
9回 鈴木長馬	1期目	1回 中野康子	4期目 議長
8回 原口康之	1期目	1回 太田佳晴	4期目 議長
6回 名波喜久	2期目 4年目途中で逝去	1回 良知義廣	3期目

なお、議長の2年間は立場上質問できないとしても、任期中に8回の機会があります。

また、通告質疑ですが、4年間で300件近い議案に対してその結果は以下の通りです。

22回 平口朋彦	2回 太田佳晴
18回 大石和央	1回 鈴木長馬
14回 藤野 守	0回 その他11名

通告質疑は議員16名中、わずか3名に集中していることがわかりました。

なお、両方で誰よりも積極的であった平口朋彦議員は2021.10.24の市議選では815票の得票で次点でした。私は平口議員のお人柄等をあまり存じ上げませんが、この熱心な活動が結果的に報われなかったことを残念に思います。ほとんどの市民はこの事実を知らないでしょう。私は、市議会事務局が、議員のこのような、評価を含まない客観的な活動状況を、市のホームページや「議会だより」等で公表して欲しいと思います。

## (2) 坂部区の牧之原市市議会議員選挙の現実と課題

私は今回、市議会議員選挙の当事者になったこともあり、選挙の実態に関心を持ちましたが、坂部区の場合、役員（町内会長、評議員等）がほぼ総出で特定の候補者の選挙運動に従事する姿を目の当たりにして、これが坂部区選挙なのだ初めて認識しました。

ところで、この実態を、選挙前に選挙管理委員会から立候補予定者に配られた「資料番号 10」 「公職選挙法参考資料（自治会関係）」に照らしてみるとどうなるでしょう。

そこには次のようなQ&Aがあります。

Q：自治会は、一政治家、選挙の一候補者を組織で支援することはできないか？

A：候補者の選考などにおいて、一部の有志だけで決め、それを組織末端に知らせ投票を依頼するなど、その時期、方法などによっては、法に触れる場合があります。

Q：地域の意見を市政に反映してくれる政治家を自治会が支援することは、認められるのではないか？

A：・・・自治会が一候補者を推薦する場合は、(1)一政治家、一候補者を支援することを自治会で行うか否かをまず総意により決める。(2)仮に支援が決まった場合は、全くの白紙の状態から自治会で決めた選考の手続を踏み、検討の結果総意のもと、候補者を絞り込む。以上の場合に限ります。(以下、略)とあります。

今回坂部区では、他にも立候補の意思がある者がいることを知りながら、引退する議員が特定の人を候補者と決め、区長と相談の上、区の役員会で発表し、賛否の議論はなく、上意下達(カツ)式で受け止められ、そのまま「町内会だより」で発表され、区の役員がほぼ総出で選挙運動に臨んだ模様です。従ってこれは、“法に触れる場合があります”に当たると思われます。

私はハスヌマ通信第4号にも書きましたが、このようなやり方は民主主義や思想良心の自由に反し、今後は行うべきではないと思います。選挙運動はあくまでも候補者とそれ支える“有志”で行うべきではないでしょうか。ただ、現在の方法は区の習慣でもあるようですから、4年後の区民の皆さんの意識の変化に注目したいと思います。また、区の役員会も上意下達式の伝達機関ではなく、活発に議論できる場にしておかないと、博打施設の誘致など、大事な課題で区民の総意を問われた時、正しく対応できないと思います。

## (3) 税金のばらまきと、公明党

私は先の市議選で配布した「選挙ビラ」の中でも、「一律給付のようなばらまきは悪政」と書きました。しかし、政府は公明党の強い主張でまたもやこのばらまきをするようです。そもそも、なぜ公明党は税金のばらまきにこだわるのか、これは私の長い間の疑問でした。それに関して、2021.11.09の『デイリー新潮』は元公明党参議院議員の福本潤一氏の話として、次のように書いています。「1999年に公明党が提案して実現した、国民に2万円分の『地域振興券』が配られときは、公明党の支持母体である創価学会の婦人部から、“あれだけ応援してあげても何の見返りもない”という不満の声が上がり、・・・そこで提案されたのが地域振興券でした。まさか、学会員だけに配れ、などとは言えませんから、一律ということになるわけです。つまり、自民党は連立維持のために、公明党は婦人部のために、バラまきをやってきたわけです。・・・こうした婦人部からの要求が常態化し、いくつかの給付が行われてきました。今回の“18歳以下に一律10万円”もその延長上にある話です」。創価学会が公明党を動かして、内部の不満を解消するために国税を使っているという話ですが、学会員が得る金銭、仮に827万世帯で10万円ずつでも8千億円を越えますが、その一部が学会へ献金として回る可能性もあり、公明党の力で創価学会の財政を潤す仕組みができ上がっていた可能性もありそうです。

## 2、牧之原市市議会議員選挙での、板倉直壽の「選挙運動費用収支報告」(選管に提出済)

無償労務提供(ポスター貼り)を除く出費は51,361円でした。供託金は没収されませんでした。